

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から 「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく！

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、
全ての方が申請が必要です。)



申請書は10月中旬以降順次発送いたします。

10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】（平成23年10月分～平成24年3月分）

- ・0歳～3歳未満：15,000円（一律）
- ・3歳～小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生：10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

申 請 が 必 要 で す

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つすべての方は、お住まいの市町村へ申請をしてください。（※公務員の方は勤務先へ申請）

平成24年3月末までに申請をすれば、

10月分からの手当を受け取ることができます。

ご注意ください！

以下の方は速やかに申請してください。

(3月までに申請しても遡って受け取れません。)

●10月以降に他の市町村へ転出した方

転出した日（転出予定日）の次の日から教えて15日を経過するまで

●10月以降にお子さんが生まれた方

お子さんが生まれた日の次の日から教えて15日を経過するまで



問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233